

ボランティアガイドののいち里まち倶楽部規約

1. 名 称 この会は、ボランティアガイドののいち里まち倶楽部（以下、「倶楽部」という）と称する。
2. 目 的 倶楽部は、野々市の魅力を内外の住民に伝えることを目標に、調査研究、主催事業の企画運営及びガイドの派遣などを行う。また、倶楽部の活動をとおして「里まち」という野々市のイメージを普及する。
3. 事 業 倶楽部は前条の目的を達成するため、次の事項を執り行う。
 - (1) 定例会及び研修
 - (2) 野々市市を紹介する資料の収集及び情報発信
 - (3) 主催事業の企画運営
 - (4) ガイド養成事業の企画運営
 - (5) ガイドの派遣
 - (6) その他、必要な事項
4. 会 員 倶楽部は、上記の目的に賛同する 18 歳以上の野々市市民及び近隣住民をもって構成する。
5. メール会友 本人の都合により退会した会員が、会員と同じ情報を電子メールで提供されることを希望する場合は、メール会友として位置付ける。
6. 役 員 倶楽部に次の役員を置き、会員の互選により選出する。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 代表幹事 1名
 - (4) 副代表幹事 1名
 - (5) 幹 事 若干名
 - (6) 会 計 1名
 - (7) 監 事 若干名任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
7. 顧 問 倶楽部に顧問を置き、会長が推薦する。
8. 総 会 年に1回、総会を開催する。総会の議長は、会長が指名する。議決は、出席者の過半数によって決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。
9. 事業期間 事業の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
10. 事業費 事業の実施に係る経費は、会員会費、寄付金、補助金、委託費その他の収入をもって充てる。会員会費の年額は、1,000円とする。

11. 事務局 倶楽部の事務局は一般社団法人 野々市市観光物産協会内に置く。

12. その他 この他、倶楽部の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則 本規約は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。
本規約は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。
本規約は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。
本規約は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。
本規約は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。
本規約は、平成 29 年 5 月 17 日から施行する。
本規約は、令和元年 5 月 24 日から施行する。
本規約は、令和元年 5 月 24 日から施行する。
本規約は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。
本規約は、令和 5 年 5 月 24 日から施行する。
本規約は、令和 6 年 5 月 22 日から施行する。